

防衛省は14日、米軍普天間飛行場（沖縄県宜野湾市）の移設先とされる同県名護市辺野古の埋め立て承認を県が取り消したことに對して、石井啓一国土交通相に行政不服審査法に基づく不服審査請求を行った。辺野古移設を「唯一の解決策」とする政府内で、沖縄県の決定に不服を申し立てている構図だ。国は「適法で問題ない」と主張するが、そもそもの立法趣旨に反するとの指摘もある。

翁長氏「同じ内閣の一員で不当」

沖縄防衛局職員が14日、東京・霞が関の国土交通省に關係書類を提出し、受理された。不服審査請求の裁決には通常数カ月かかるため、同局は取り消しの効力をいったん止める執行停止も同時に申し立てた。

これを受けて、国交省は沖縄県の翁長雄志（おながたけし）知事に対し、執行停止の申し立てに対する意見書を今月22日までに提出するよう通知した。その後すみやかに判断を示す考えだ。

国交省が執行停止を認めた場合、県は執行停止の無効を求める訴訟を東京か沖縄の地方裁判所で起こすことを検討している。

似たような構図は今年3月にもあった。辺野古沿岸の岩礁破碎許可をめぐり、翁長氏が防衛省に移設作業の停止を指示すると、同省は岩礁破碎許可を所管する林芳正農林水産相（当時）に不服審査と執行停止を申し立てた。林氏は同月末に執行停止を決定。移設作業は中断せず続いた。

沖縄防衛局から申し立てを受けた石井国交相は、移設計画について「私も内閣の一員としてそういう（移設推進の）立場だ」と明言している。このため、今回も執行停止は認められるとの見方が大勢だ。

防衛省が申し立ての根拠とする行政不服審査法は、もともと行政庁による違法・不当な処分を受けた国民の救済手段として制定された法律だ。さらに、知事が取り消した埋め立て承認を規定する公有水面埋立法は、そもそも国と国以外が行う事業を明確に分けているが、同省はこの法律を「私人」の立場で利用したと主張する。菅義偉官房長官は14日の記者会見で「国や地方公共団体の機関が事業者と同様の立場で処分を受ける場合、不服申し立ての資格を有する」と語り、適法で問題はないと強調している。

ただ、国の行政機関である防衛省が行政不服審査法を使って申し立てをする妥当性には疑問の声がある。翁長知事は14日に談話を出し、「『辺野古が唯一』という政府の方針が明確にされている中で、（防衛省が）同じ内閣の一員である国交相に審査請求を行うことは不当というほかはない」と強く批判した。

(二階堂勇、吉田拓史、峯俊一平)

法治国家と言えぬ

行政手続法に詳しい元東京高裁判事の浜秀和さんの話

これ以上のごまかしはない、という印象だ。行政不服審査法の目的は第1条にあるように「国民の権利利益の救済」で、**行政庁によって権利などを脅かされた国民が不服を申し立てる手段として審査請求がある**。

防衛省は行政庁にはかならず、どう逆立ちしても「国民」や「私人」ではない。国土交通相は防衛省の主張に沿った執行停止や裁決をする可能性が高く、それを沖縄県が覆すのは難しいだろう。政府がこのような手法をとるようでは法治国家とは言えない。

